

波佐見町公共下水道管路施設寄附要綱

(総則)

- 第1条 下水道施設（以下「管路施設」という。）を公共下水道として本町に寄附しようとする所有者、又は代理人代表者（以下「所有者等」という。）は、寄附申込書（様式第1号）に管路施設の関係図書を添え、町長に申し込まなければならない。
- 2 町長は、地権者の承諾等の確認の必要を認めたときは、所有者等に対し関係書類の提出を求めることができる。
- 3 町長は、第1項により申請がなされた場合、寄附申込書及び関係図書により管路施設の検査を行い、採納の可否を決定し、その旨書面（様式第2号）により、所有者等に通知するものとする。
- 4 管路施設を埋設している道路は、原則として町道認定道路又は公衆用道路、里道でなければならない。但し、私道において維持管理に適当な幅員があるなど、町長の承認を得たときはこの限りではない。

(地権の譲渡等の制限)

- 第2条 所有者等は、寄附した管路施設に関連する道路等（以下「管路敷」という。）を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- 2 所有者等は、管路敷に構築物を設けたり、又は管路敷を貸与し、若しくは管路敷に抵当権を設定したり、若しくは担保の目的に供してはならない。
- 3 前第2項の規定にかかわらずやむを得ない事情により譲渡又は担保等の目的に供する場合は、事前に届け出のうえ、譲受人又は担保権等の権利者から公共下水道設置承諾書（様式第3号）を提出させること。

(管路施設の構造等の基準)

- 第3条 管路施設の計画、設計、施工及び維持管理については、下水道法及び下水道法施行規則、並びに波佐見町公共下水道条例、波佐見町公共下水道条例施行規則を遵守するとともに、下水道施設設計指針及び下水道維持管理指針に準拠したものでなければならない。
- 2 一人当たりの家庭汚水量は、日平均250㍑/日、日最大340㍑/日、時間最大620㍑/日とする。

(管路施設の検査等)

- 第4条 前条の規定に基づき築造された管路施設は、全施設にわたり所有者等

の立ち会いのもと、前条に規定した基準に基づき検査を行い、これに合格したものでなければならない。

(管路施設の維持管理)

第5条 第1条第3項により採納が決定した管路施設は、町長の責任において維持管理を行うものとする。また、私道に布設された管路施設も同様とするが、道路は所有者等の責任と負担において維持管理するものとする。

(採納の条件)

第6条 第1条第3項により採納決定した管路敷の道路占用料は無料とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じてこれを定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。